

Hib（ヒブ）ワクチンにおける死亡例について

1. 今回の報告期間までの報告状況について

- 前々回の合同部会においては、死亡例の報告頻度が急ぎの検討を行う目安である10万接種あたり0.5を上回っていたが、集計対象期間内に新たに報告された1例は報告医が強く因果関係を認めた症例ではなかったこと、また、集計対象期間後に新たに報告された死亡例はなかったことを踏まえ、死亡例やそのほかの副反応の発生状況についてモニタリングを継続することとされたところ。
（参考：小児の肺炎球菌ワクチンとヒブワクチンについては、6ヶ月間における死亡症例の報告頻度が10万接種あたり0.5を上回るかを、急ぎの検討を行う目安として部会検討時に確認している。）
- 前回の集計対象期間である令和7年7月1日から同年9月30日において新たな死亡例の報告はなく、今回の集計対象期間である、令和7年10月1日から同年12月31日においても新たな死亡例の報告はなかった。
また、直近の状況を確認するため、令和8年4月20日までに報告された症例を対象として報告件数や報告内容を確認したが、新たな死亡例の報告はなかった。

2. 報告状況を踏まえた今後の対応について

- 今回、令和7年4月から令和7年9月の6ヶ月間における報告受付日をもとにした死亡例の報告頻度が10万接種あたり0.5を上回っていたが、前々回、前回の合同部会以降新たな死亡例の報告はなく状況に変化がないことから、引き続き死亡例等の発生状況についてモニタリングを継続することとしたい。